

平成28年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月10日(木) 午後3時30分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

- | | |
|-----------|---------------|
| 1番 草場 學 | 2番 後藤 感二 |
| 3番 中村 洋子 | 4番 平山 政之 |
| 5番 重松 淳一 | 6番 山田 武二 |
| 7番 坂田 俊博 | 8番 高松 昭夫 |
| 9番 能塚 美鶴 | 10番 田中 浩 |
| 11番 熊手 久雄 | 12番 寺崎 昇 |
| 13番 井手 博幸 | 14番 白水 隆資(欠席) |
| 15番 大中 弘毅 | 16番 武下 博俊 |
| 17番 藤井 豊志 | 18番 寺崎 廣喜 |
| 19番 永利 昇 | 20番 柳 文子(欠席) |
| 21番 永利 春雄 | 22番 草場 小夜子 |
| 23番 久光 悟 | |

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。なお柳委員、白水委員より欠席届が出ています。よって、平成28年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番 ^{てらざき のぼる}寺崎 昇 委員、13番 ^{いで ひろゆき}井手 博幸 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について4件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は三沢地内の田1筆です。第3者への贈与でございます。

(図面で場所の説明)

次に、番号2は三沢地内の田3筆です。夫婦間の贈与でございます。

(図面で場所の説明)

次に、1ページから2ページにかけての番号3は福童地内の田10筆です。経営規模を拡大するための売買です。

(図面で場所の説明)

次に、番号4は三沢及び大保地内の田13筆です。親子間の贈与でございます。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の畑2筆です。貸駐車場を経営するために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、第1種農地に該当しますが、申請地の周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置される貸駐車場ですので例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

なお、先月開催しました三国地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙

手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、10件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、下西鯨坂地内の田1筆です。資材置場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地に該当しますが、申請地の周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置される資材置場ですので例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に番号2は、二森地内の田1筆です。コンビニエンスストアに転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は端間駅からおおむね500メートル以内の区域にあり代替地検討もなされていることから第2種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に番号3は、福童地内の田1筆です。駐車場及び資材置場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は第1種農地に該当しますが、申請地の周辺地域で業務を行う者が業務上必要な施設で集落に接続して設置される資材置場ですので例外規定に該当します。立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に6ページの番号4から7ページの番号9は、寺福童地内の田17筆です。公共工事に伴う工事用道路に平成29年3月31日まで一時転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

次に8ページの番号10は、小郡地内の畑4筆です。中古タイヤ置場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500メートル以内に小学校及び医療施設があるため第3種農地に該当し原則転用できます。立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。なお、番号1から番号10は先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。
- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

- 議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。
- 議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転2件を議題といたしますが、番号1は□□委員の案件でございます。農業委員会等に関する法律31条において、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、□□委員につきましては退席していただきますようお願いいたします。

( 退席案内 )

事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は古飯地区内の田1筆です。経営規模拡大のために福岡県農業

振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号2は大崎地内の田6筆です。経営規模縮小のために福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

番号1及び番号2は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、□□委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、更新46件 新規54件 合計100件の申請を受理いたしております。なお、公告は11月15日付と致しております。

いずれも、別冊のとおりでございますので説明は割愛させていただきます。

なお、全件それぞれ担当の農業委員さんに確認いただき地区会議に於

いても承認頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので第3分科会長よりご報告をお願いします。
- 第3分科会長 ご報告いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。
- 議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。
- 議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項1件につきまして事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出8件につきまして報告いたします。  
番号1は借手の変更による合意解約です。  
次に、11ページの番号2は売買するための合意解約です。  
次に、12ページの番号3から番号5は借手の変更による合意解約です。  
次に、13ページの番号6は贈与するための合意解約です。  
次に、番号7と番号8は売買するための合意解約です。  
詳細につきましては議案書記載の通りでございます  
以上で報告事項を終わります。

- 議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項1件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして11月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年11月10日(木) 午後4時00分閉会